

C-CAT検査データ転送システム利用規約(システム利用者向け)細則

(目的)

第1条 本細則は、国立研究開発法人国立がん研究センター内に設置されたがんゲノム情報管理センター（Center for Cancer Genomics and Advanced Therapeutics: C-CAT）（以下「C-CAT」という。）が運営するC-CAT検査データ転送システム（以下「本システム」という。）の利用に関し、システム利用者に同意していただくことが必要な事項を定めたC-CAT検査データ転送システム利用規約(システム利用者向け)（以下「利用規約」という）第3条の2に基づき、本システム利用上の決まりを定めることを目的とします。

(定義)

第2条 本細則において使用する用語の定義は、利用規約第2条に定めるとおりとします。

(ゲノム情報等のフォーマット)

第3条 利用規約第15条の2においてC-CATが別途定めるとしている、システム利用者が提供するゲノム情報等のうちのシークエンスデータのフォーマットは、C-CATホームページから公開する「ゲノムRAWデータの要件」のサポートするバージョンのいずれかに従うものとします。

2 システム利用者が提供するゲノム情報等のうちの解析データのフォーマットは、C-CATホームページから公開する「がんゲノム検査標準化フォーマット(CATS Format)」のうちサポートするバージョンのいずれかをC-CATと相談して決め、そのバージョンに従うものとします。

3 CATS Formatへの適合性確認等のために必要なテストは、C-CATホームページから公開する「CATS Formatテスト手順資料」を基準として、それに従うものとします。

(ファイル転送のロジスティックス)

第4条 利用規約第15条の2においてC-CATが別途定めるとしている、システム利用者によるゲノム情報等の転送手順は、C-CATホームページに、サポートするバージョンをお知らせする「検査会社向けインターフェース仕様書」に従うものとします。

2 「検査会社向けインターフェース仕様書」は、システム利用者又はシステム利用予定者からの請求に応じて、C-CATが提供します。

(変更)

第5条 C-CATは、セキュリティ対策や法令・ガイドラインの改正等への対応、ある

いは各種名称等の記載の修正・改訂等、システム利用者の一般の利益に適合するとき又は変更の必要性、変更後の内容の相当性や合理性があるときは、あらかじめシステム利用者に通知の上、本細則に規定する条項の変更又は新たな条項の追加又は本細則に付随して作成される「ゲノムRAWデータの要件」・「がんゲノム標準化フォーマット」・「検査会社向けインターフェース仕様書」（以下、細則と併せて「本細則等」という）を変更することがあります。本細則等を変更した場合は、本細則等を変更すること及び変更後の本細則等並びにその効力発生時期を本システムに掲載することとします。なお、システム利用者は、変更後の内容の相当性や合理性について、C-C A Tに説明を求めることができます。

- 2 前項による本細則等の変更後に、システム利用者が本システムの利用を継続したときは、システム利用者は、変更又は追加後の本細則等に同意したものとみなされます。